

## 外郭団体からの指定寄附の受納及び公益信託の設定について（報告）

平成 28 年 12 月 12 日  
建築・都市整備・道路委員会資料  
都 市 整 備 局

## 《 概 要 》

本市の外郭団体である一般社団法人横浜みなとみらい21（以下「YMM」といいます。）から寄附の申し出がありました。

この申し出は、YMMが一般財団法人ケーブルシティ横浜（以下「CCY」といいます。）を吸収合併した際に引き継いだ財産の一部を「ヨコハマポートサイド地区」及び「みなとみらい21地区」のまちづくりの拡充に生かしてほしいとの要望とともに、本市に寄せられたものです。

本市ではこの寄附を指定寄附として受納した後に、寄附者の意向である両地区のまちづくりの拡充に活用していくことで調整を進めています。

## 1 寄附の経緯

寄附の原資となったCCYから引き継いだ財産は、「ヨコハマポートサイド地区」及び「みなとみらい21地区」における中高層建築物の開発に伴い、地上波テレビ放送等の電波障害対策費用として両地区の開発者が拠出したものです。

CCYは電波障害対策事業を行うことを目的に設立された財団法人であったことから、この財産は、本来は当該事業に充てるべきものです。しかし、地上波テレビ放送のデジタル化と東京スカイツリーの供用開始により、電波障害対策事業費が大幅に軽減されました。

そのため、YMMは自らを所管する官庁である神奈川県との協議・指導を踏まえ、引き継いだ財産の一部を本市に寄附することとしたものです。

## 2 寄附の内容

YMMからの申し出は、平成29年度からの5年間で総額29億3千万円を本市に寄附したいとするものです。これは、CCYから引き継いだ財産84億9千万円から、今後、電波障害対策事業等に要する費用55億6千万円を差し引いた金額です。

なお、この寄附の原資は「ヨコハマポートサイド地区」及び「みなとみらい21地区」における開発者が拠出したものであることから、この申し出には、両地区の拠出割合に応じ、それぞれの地区のまちづくりの拡充に長く活用して欲しいとの要望が添えられています。

## 3 活用の方向性

寄附者の意向を踏まえ、地区の活動や取組に対し直接的・長期的な還元ができるよう、「公益信託制度」を活用し、主に両地区の価値を高めるまちづくり活動等への助成を行うことで、設定内容や運営方法の検討を進めています。

公益信託は、一般的な信託とは異なり利益を求めるものではなく、特定の受益者や終期は定めず、公益活動等への助成を主な目的とするもので、専門家による適切な資金管理のもと、

長期の資金活用を行うことができる信託です。県の許可により設定され、その監督のもとで運営されるため、公益性が確保された長期的な資金の活用方法として最適です。

なお、ヨコハマポートサイド地区については、既に設定されている公益信託「ヨコハマポートサイドまちづくりトラスト」を活用することで、また、みなとみらい21地区については、今後新たに公益信託を設定することで、それぞれ調整を行っています。

## 4 今後の主な予定

平成29年11月まで	MM21地区での活用方策について検討・調整、神奈川県との協議
平成29年12月	県からの認可、新たな信託設定、信託会社との委託契約締結
平成30年1月	平成29年度分寄附受納、公益信託への出捐
平成30年2月	寄附受納について建築・都市整備・道路委員会に報告
平成30年4月	新たな公益信託について運用を開始

以降、平成33年度まで各年度分を継続して寄附受納します（各年度の金額については調整中です）。

## 《 イメージ図 》

